

平成16年12月20日
周南社協要綱第60号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
車椅子貸与事業実施要綱

改正 平成22年1月12日

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が有する車椅子を貸与することにより、一時的に車椅子が必要となる市民の生活上の利便を図るほか、体験を伴う福祉教育の推進を図ることを目的とする。

(利用者)

第2条 この事業による利用者は、次のとおりとする。

- (1) 市内に居住する在宅の者であって、肢体に障害があるために歩行が困難で、外出時に車椅子を必要とする者
- (2) 市内に居住する在宅の者であって、骨折等のけがを負い、日常生活をする上で一定期間車椅子を必要とする者
- (3) 福祉教育推進上、車椅子を必要とする市内の学校等
- (4) その他、本会会長（以下「会長」という。）が必要と認めたとき

一部改正（平成22年1月12日）

(申請)

第3条 この事業を利用しようとする者は、車椅子貸与申請書（別記様式）を会長に提出しなければならない。

(利用料)

第4条 この事業によるサービスの利用料は無料とする。

(利用の制限)

第5条 利用者は、貸与された車椅子を引き続き1か月を超えて利用することはできない。

2 引き続き1か月を超えて利用しようとする者は、車椅子貸与申請書を会長に再度提出するものとする。

(利用許可の取消し)

第6条 会長は、利用者が本来の利用目的以外に利用したり、転貸等利用の条件に違反したりしたときは、利用許可を取り消すことができる。

(損害賠償責任)

第7条 利用者が自己の責に帰する理由で、過失故意を問わず、車椅子及びその付属設備を毀損または滅失したときは、これを現状に復し、またその損害を賠償しなければならない。また、利用者が車椅子使用中に損害を受けることがあっても、本会はその責めを負わない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月12日から施行する。

別記様式（第3条関係）

車 椅 子 貸 与 申 請 書

平成 年 月 日

社会福祉法人周南市社会福祉協議会会長様

申請者 住 所

氏 名

電 話

次により、車椅子を貸与されるよう申請します。

●貸与を必要とする者

住 所	周南市
氏 名	

●貸与を希望する理由

--

●貸与を希望する期間

◇貸 出◇	平成 年 月 日 時から	
		計 日間
◇返 却◇	平成 年 月 日 時まで	

※ 受付 決裁 欄	支部長	合 議		担当者	※備考
	許可年月日		平成 年 月 日		